

施設カルテ

令和 5 年度

番号	(2)-9	名称	一川目地区生活会館	分類	文化系施設
----	-------	----	-----------	----	-------

【施設概要】

所在地	一川目二丁目65番地441(一川目児童公園敷地内)					
所管課	まちづくり防災課					
設置根拠法令	おいらせ町学習等共用施設条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土地	所有形態	町	敷地面積	5,697 m ²		
建物	所有形態	町	延床面積	338 m ²		
	築年月	S 50年3月	1975年			
	法定耐用年数	47年	経過年数	48年		
	構造	鉄筋コンクリート				
	地上	1階	避難所指定	指定なし	アスベスト対応	非対応
	地下	一階	P C B 対応	無し	バリアフリー対応	非対応
	収容人員	85人	貸出可能単位数	△	単位	

【利用状況】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	822	968	124	203	230
年間開館日数(日)	50	56	14	23	21
利用単位数(単位)	△	△	△	△	△
開館日あたり平均利用人数(人/日)	16	17	9	9	11
稼働率(%)	△	△	△	△	△

【経費状況】

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	施設使用料・手数料	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
支出	光熱水費	255	240	177	209
	修繕費	0	0	65	33
	委託料	72	68	32	16
	指定管理料	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0
	その他	0	0	132	0
	合計	327	308	406	258
	収支	△ 327	△ 308	△ 406	△ 258
					△ 472

【コスト状況】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	398	318	3,274	1,271	2,052
床面積あたり(円/m ²)	967	911	1,201	763	1,396
開館日あたり(円/日)	6,540	5,500	29,000	11,217	22,476
人口あたり(円/人)	13	12	16	10	19

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	C	B	C	A	A	A	A	A	A	B

劣化状況の概要

外壁塗装の剥離や変色、内装のひび割れ、床や天井の一部破損等、劣化の傾向あり経過観察が必要な状態。修繕履歴、「おいらせ町公共建築物点検・診断マニュアル」による定期点検結果及び建築基準法第12条に基づく定期点検のほか、各法定点結果を勘案し評価した。

【評価基準】

評価	基 準			
	A	B	C	D
良好	・概ね良好な状態。			
	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。			
	・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。			
	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。	・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。	・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。	
	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。	・施設の耐久性に影響を与えていく状態。	・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。	・法令点検で不適格の状態。
劣化				

【建物内部】

評価	基 準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	当施設は、一川目地区にある学習等共用施設である。 防衛施設の設置及び運用により生活環境を阻害されている町民の福祉の増進を図ることを目的に設置した。 管理及び主に利用している一川目町内会は、地域住民の親睦と福祉増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災に務め、明るく住みよい地域づくりを行っており、地域活動の拠点施設となっている。 また、旧小学校跡地の児童公園を中心として、保育園、消防屯所が設置されており、地区の拠点として重要な役割を担っている。		
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	<p>昭和50年度に建設した当該施設は、法定耐用年数に達し劣化が始まっている段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられない状態である。</p> <p>このため、法定耐用年数による単純更新(改築)費用210,664千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用22,353千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p>【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和5年度に、外壁等改修工事を実施。</p>		
法定耐用年数	47年(令和4年度まで)	目標使用年数	65年(令和22年度まで)
計画期間	24年(平成29年度から令和22年度まで)		
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から18年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参照した。		

【工事履歴・計画】

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。